

環境教育事業助成制度 実施要領

常呂川水系環境保全対策協議会

環境教育事業助成制度 年間スケジュール

募集・申請

5月12日～6月2日の期間で申請を募集します。
助成制度について当協議会ホームページでも詳細を公表しています。
<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/life/detail.php?content=7842>

選考

当協議会で助成団体を決定します。

助成決定

申請された各団体に対して選考結果をお知らせいたします。

活動開始

活動終了

活動報告

12月末日までに活動報告書等を提出してください。

助成金支払

活動報告書、決算書等を審査し、助成金をお支払いいたします。

1. 助成制度の目的

常呂川水系の水質や、生態系等の環境を保全するためには、啓発事業に加えて、環境教育が重要であることから、常呂川流域における環境教育活動に要する経費の一部を助成することで常呂川水系における環境教育の推進を目的とする。

2. 応募要件（対象となる団体）

この助成を受けることができる団体は、常呂川水系の環境保全のための事業を行う団体で、次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 本助成制度の目的に沿う事業であること。
- (2) 学校教育法第1条で定める高等学校であり、所在地が北見市、置戸町、訓子府町のいずれかであること。
- (3) 北見市、置戸町、訓子府町から同一の事業に対して別の助成金を受けていないこと。

3. 活動要件

この助成を受ける団体は次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 常呂川水系で実施する環境教育事業（水質調査（パックテスト等を含む）、水生生物観察など）であり、教員若しくは講師の指導のもとで実施される授業又は、クラブ活動であること。
（活動例）①常呂川流域でのパックテストによる水質調査や、水生生物観察
②常呂川流域における河川の清掃活動
- (2) 継続性が見込まれるものであること。
- (3) 当該年度の12月末日までに活動を完了し、結果報告が可能であること。
なお、報告内容については、報告書（任意様式）を作成し、助成を受けて実施した活動の結果と収支決算報告を行うこと。

4. 募集期間

令和3年5月12日（水）～令和3年6月2日（水）

5. 事業実施期間

当協議会が交付決定した日～同年12月末日まで

6. 助成額

助成額の上限は10万円です。

7. 対象とならない経費

以下のような経費は助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

例) 旅費、飲食費、委託料、補助金・助成金等

8. 申請手続

助成を希望する団体は、以下の提出書類をすべて揃え、募集期間内に当協議会事務局宛てに郵送又は持参してください（FAX・電子メールでの提出は不可とします）。

【提出書類】

- ①（様式第1号）申請書
- ②事業実施要領（任意様式）※事業終了までのタイムスケジュールを含む
- ③予算書（任意様式）※助成を受けて実施する事業全体の予算書

9. 対象事業の決定

提出書類を確認後、当協議会で審査し、採択結果及び助成額について通知します。
なお、審査結果により助成額が申請額を下回る場合があります。

10. 精算・報告

助成決定を受けた団体は12月末日までに報告書等を提出していただきます。

【提出書類】

- ①活動報告書（任意様式）
※助成を受けて実施した活動内容を記載すること。
※報告書に活動中の写真を掲載すること。
（写真については事務局にデータを提供していただく場合があります。）
- ②収支決算書
- ③領収書（写しでもかまいません）

11. 留意事項

- （1）対象事業の実績が申請内容と著しく異なる場合は、助成しない場合があります。
- （2）対象事業を中止又は廃止する場合、又は申請内容に変更がある場合は交付決定した場合でも交付決定を取り消す場合があります。
いずれの場合も事務局までご連絡ください。

12. 申請及び問合せ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

常呂川水系環境保全対策協議会事務局（北見市市民環境部環境課環境保全係）

〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1

TEL：0157-25-1131、FAX：0157-25-1215